

## 新たな回遊拠点の創出プログラムの推進に向けた協議会規約

### (名 称)

第1条 本会は、「新たな回遊拠点の創出プログラムの推進に向けた協議会」  
(以下「協議会」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、「浅草未来図案～まちづくりビジョン～」(以下「浅草未来図案」という。)の戦略的まちづくりプログラムの一つである「新たな回遊拠点の創出プログラム」の実現に向け、関係主体が参画する任意の協議体として発足し、連携して必要な事項について検討することを目的とする。

### (検討事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 都市基盤の整備方針に関する事
- (2) 浅草未来図案に掲げる取り組みに関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (構 成)

第4条 協議会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)で構成する。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、別表に規定する学識経験を有する者のうちから、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (開催)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 協議会の会議は、非公開とする。
- 4 協議会の議事要旨及び公開可能な資料(以下「公開資料」という。)は、公開する。ただし、各主体が保有する営業上の情報、技術上の情報、経営上の情

報その他公開に適しない情報を含む資料は、公開資料と区分して管理し、非公開とすることができる。

（書面等による会議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要性があり、協議会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、協議会の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他会長が指定する方法により会議を行うことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、守秘義務に関する次に掲げる事項を遵守する。

- （1） 協議会において知り得た活動内容、他の委員に関する一切の情報及び相互交流により知り得た他の委員の秘密を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- （2） 退会後についても、上記の情報、秘密を第三者に開示または漏洩してはならない。

（任 期）

第9条 会長、副会長及び委員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、台東区都市づくり部地域整備第二課及び東武鉄道株式会社経営企画本部が共同で務める。

- 2 協議会の事務局は、円滑な運営及び実効的な検討を図るため、議題調整、会議資料の作成、関係者調整、構成員の議論を踏まえた検討成果及び課題の整理その他協議会の運営に必要な事務を行う。

（その他）

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会の承認に基づき、別に定めることができる。

付 則

- 1 この規約は、令和8年7月10日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、事務局が招集する。

別表（第4条関係）協議会名簿

| 職   | 所属・役職等                   |
|-----|--------------------------|
| 会 長 | 学識経験を有する者                |
| 副会長 |                          |
| 委 員 |                          |
| //  | 東武鉄道株式会社に属する者            |
| //  | 東京地下鉄株式会社に属する者           |
| //  | 東京都交通局に属する者              |
| //  | 東京都公園協会に属する者             |
| //  | 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所に属する者 |
| //  | 東京都都市整備局に属する者            |
| //  | 東京都建設局に属する者              |
| //  | 墨田区都市計画部に属する者            |
| //  | 台東区危機管理室長                |
| //  | 台東区都市づくり部長               |
| //  | 台東区土木担当部長                |
| //  | 台東区都市づくり部参事              |